

よしたき ひとし
芳滝 仁 議員

介護支援ボランティア制度 の導入について

介護支援ボランティア制度は、厚生労働省の認可を受けた有償ボランティア制度であり、平成19年9月より運用が開始された。

同制度は地方自治体が介護支援にかかわるボランティア活動「事業所等が行うべき業務ではなく、洗濯物の整理、配膳の補助、施設内の清掃、レクリエーション等の参加支援、話し相手、芸能披露他」を行った高齢者（65歳以上）に対し実績に応じて換金可能なポイントを付与する制度「先進地の事例では1時間で1ポイント。週2ポイントまでで、1ポイント100円として年間10,000円を限度として活動交付金が支払われる」であり、事業費のうち町の負担は12.5%であり、少ない予算で多くの効果を実現できる制度である。

この制度の導入により保険料の軽減、介護予防効果、また、住民参加による介護支援の認識が高まり、住民同士のつながりの強化を図り、高齢化社会に対応する地域づくりにもつながる。

町において、介護支援ボランティア制度を導入すべきだと考えるが伺う。



写真上：筋力向上トレーニング教室で見守り

写真下：小物作りの指導

(写真提供：東京都稲城市)

町長 この制度は、介護保険法の規定に基づき、自治体が介護支援にかかわるボランティア活動を行った高齢者、原則65歳以上の方に対し、その実績に応じて換金可能なポイントを付与するといった制度である。制度の運営は、自治体が介護予防事業として行い、ボランティアの登録やボランティア活動手帳の交付、ポイントの管理、付与は自治体や社会福祉協議会などが行う仕組みとなっている。また、事業の財源とは、介護保険事業の中の地域支援事業交付金を活用することができるものである。しかしながら、この制度は、創

設が間もなく、その効果等総合的な評価及び検証が十分になされていないが、市町村の裁量、地域の工夫次第で介護予防に役立つつさまざなな取り組みに広げることが可能であり、結果として地域の活性化にも資するような活用方策も可能と考えられることから、本町もこの制度の検討に向け、11月に管理機関を社会福祉協議会に置いた東京都稲城市と区自身がその管理をする東京都世田谷区に職員を研修に派遣したところである。

今後、研修での結果を分析するとともに、これらについて検討を進めていきたいと考えている。

再質問

①現に、介護ボランティアを行っている町民が多くいるが認知されていない。制度の導入によりボランティア活動が活発になり、人とのつながりが深まり、あたたかい町づくりが実現されると考えるがどうか。

答 高齢者の方が、みずからが介護に当たってパートナーシップをつないでいく活動は大事なことだと思う。今後、いかにしてボランティア活動に参加してもらうか、活動の場を提供してもらう施設との連携が必要と思っている。